

説明

マイナ保険証の利用促進等について

中医協総-4
7.8.27

 厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証の利用促進等について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

続きまして、「マイナ保険証の利用促進等について」を議題といたします。事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

○厚労省保険局医療介護連携政策課・山田章平課長

はい。医療介護連携政策課長でございます。「総-4」をご覧ください。マイナ保険証の利用促進等について。特にスマートフォンのマイナ保険証利用を中心に、ご説明させていただきます。



1

1ページでありますが、今の利用状況でございます。

真ん中のグラフでの赤い折れ線であります、7月のマイナ保険証の利用件数は31.43%となっております。

マイナ保険証の件数、7,810万件ということで、今までで一番多くなっております。

医療機関・薬局の皆さんをはじめまして、関係者の皆さんのご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応について

医療機関・薬局において、マイナ保険証を読み取る顔認証付きカードリーダーの導入が進んでいる中では、マイナンバーカードとしてのマイナ保険証の利用の定着を引き続き進めていくとともに、スマホでの受付を希望する医療機関・薬局に対しては補助金の活用により環境整備を進めていく。

マイナンバーカード

- ほぼ全ての医療機関・薬局でマイナ保険証として利用可能
- 券面に顔写真や氏名・住所等の記載があり、単体で本人確認が可能
- 手続として必要になる場面以外で、日常的に持ち歩く習慣がない方も一定数存在
- マイナ保険証としての利用も進んでいる一方、保険証の有効期限が切れるまでは発行済みの保険証を引き続き利用するという声もある

⇒引き続き実物のカードによるマイナ保険証の利用経験が増えていくよう取り組みを進めていく必要。

スマートフォン

- マイナポータルへのログインが簡便になり、自身の医療情報の把握・管理が容易に
- 日常的に広く利用されるスマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようになることで、患者の利便性の向上にもつながるほか、来院時の資格確認がスマホ1台でできることで、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待される

⇒カードに加えてスマートフォンでも利用できる医療機関等の環境整備を支援していく。

2

2ページをお願いいたします。

「外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応について」であります。

上段がマイナンバーカード。下がスマートフォンとなっております。

マイナンバーカードでありますが、ほぼ全ての医療機関・薬局でマイナ保険証として利用可能な状況となっております。

一方、その3ポツ目でありますけれども、手続きとして必要になる場合以外での、日常的に、このマイナンバーカードを持ち歩く習慣がないという方が一定程度、存在することもあります。

ですので、引き続き、実物のマイナンバーカードによる利用経験が増えていくよう取組を進めてまいります。



スマートフォン

- マイナポータルへのログインが簡便になり、自身の医療情報の把握・管理が容易になります。
- 日常的に広く利用されるスマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようになります。患者の利便性の向上にもつながるほか、来院時の資格確認がスマホ1台でできることで、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待されます。

⇒カードに加えてスマートフォンでも利用できる医療機関等の環境整備を支援していく。

2

一方、スマートフォンでございますが、マイナポータルへのログインが簡便になり、自身の医療情報の管理・把握が容易になるというメリットがございます。

また、当然ですが、スマートフォン、日常的に広く利用されております。カードに加えまして、スマートフォンでも利用できる医療機関・薬局の環境整備を支援していきたいと思っております。

外来診療等におけるスマートフォンのマイナ保険証利用への対応 (実証事業)

- ・ **iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が6月24日より開始。**これにより、既に電子証明書の利用が始まっていたAndroidも含めて、スマートフォンでもコンビニ交付等のサービスの利用が可能に。
 - ・ あわせて、スマートフォンでのマイナ保険証の医療機関・薬局での利用について、**7月より実証事業を実施**（7/1～7/18と、8/4～8/15の2回に分けて実施）。実際の医療機関等の窓口で円滑に、問題なくオンライン資格確認が行われるか確認を行った。

スマートフォンでのマイナ保険証利用のリーフレット

スマホでマイナ保険証を使う 実証事業にご協力ください

国立病院機構 東京医療センターは、実証事業に参加しています

実証実施期間 8月4日-15日

この期間以外は、通常の券別料金となります。8月15日から本格運用を開始し、施設の準備が整った医療機関で順次、利用可能となる予定です。



マイナンバーカードを取り出さずに、スマホをかざしてマイナ保険証を利用できます。実際のマイナンバーカードをご持参ください

マイナンバーカードの健康保険料金算出方法、ススキニを使うための手順はどちらか？

0120-95-0178

マイナンバーカードの
算出料金(30-35円) 30-35円(17歳未満の場合は
30-35円)

厚生労働省

スマホでマイナ保険証を使うための事前準備

事前準備として、以下の手順をスクショを参考にしてください。

口座登録のマイナンバーカード
口座開設・能力開示同意書(店舗手札)印鑑登録
手帳のもの
書名義(バーコード・漢数字・16文字)
新規登録のマイナンバーカードアプリ

健康保険証の登録登録

スマートフォンやタブレットを用いて、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行なってください。

マイナンバーカードをスマホに搭載する

マイナーカードアプリの下画面の各種部分から、マイナンバーカードのスマホ画面の利用登録・登録が完了です。

Android



iPhone



※画面は違う場合でも、QRコードを表示する画面が表示される場合は、スマートフォンやタブレットでマイナンバーカードの登録登録を行なってください

審査用(スマホでわからぬ場合)

審査用のマイナーカードは、以下の手順の方法で確認・再設定が可能です。

- スマホ・タブレットと
コンビニの連携を
利用して再設定する
- ①IPIN認証用マイナンバーカードのQRコード
②QRから店名(バーコード)の手順の手順
③コンビニのキオスク端末から再設定
④店舗の端末でQRコードで再設定

● 住民登録ある市町村の窓口でマイナーカードを再設定する

(参考) 大臣視察の模様 (7/2)



3ページであります。

実証事業を行わせていただきました。

iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が6月24日より開始しております、7月、8月、2回に分けて実証事業を行っております。

スマートフォンのマイナ保険証利用の実証事業の結果

- 実証事業期間中にスマートフォンで資格確認を行った人数は321人（テスト利用と実証期間の中止期間も含む）。AndroidよりもiPhoneの利用が目立った。対象施設でのマイナ保険証の利用率は約5割である一方、マイナ保険証の利用に占めるスマホの割合は1%未満に留まったが、大きな支障なく資格確認を実施できることが確認された。
- 実証事業でスマホを利用した患者からは、利便性向上の意見もあった一方、利用前のスマホの設定や、スマホのかざし方がわかりにくいといった意見もあった。職員からは来院前にスマホ搭載を終えてから受付で利用して欲しいなどの意見があった。

スマホの利用状況（15医療機関等の合計）

デバイス	利用者数
iPhone（生体認証）	252
Android（PIN認証）	69
合計	321

資格確認種別	件数
①オンライン資格確認件数	146,102
②マイナ保険証の利用件数（カード+スマホ）	73,982
③スマホの利用件数（※）	398
マイナ保険証利用率（②÷①）	50.64%
マイナ保険証に対するスマホ利用割合（③÷②）	0.54%

（※）資格確認のログ上は同一患者の利用の重複があるため利用者数より多い

患者・職員の主な意見

（患者）

- カードを出す手間がなくなり、受付がスムーズになった
- カードの持ち歩きによる紛失の心配がなくなった
- スマホの最初の設定が難しかった
- スマホをかざす場所や端末の操作方法がわからなかった
- 機種変更時等のセキュリティ面に不安がある

（職員）

- 来院前にマイナンバーカードのスマートフォンへの追加を終えてから受付で利用してほしい
- マイナンバーカードのスマートフォンへの追加に必要な署名用電子証明書のパスワードが分からず利用を断念される方がいた
- 顔認証付きCRの操作をせずにいきなりスマホをかざす方が多い

→ スマホ利用に当たっての必要な事前準備や留意点について
周知を図っていく 4

4ページがその結果でございますが、左下の表であります。

15の医療機関などで実施を行いました。

iPhoneを使われたのが252名。

Androidを使っていただいたのが69名。

合わせて300名少しの実証事業でございました。

この15医療機関、マイナ保険証の利用率は約50%と高い医療機関でありましたが、その中でスマホの利用割合は1%以下ということではありました。

ただ、この300何名、大きな支障なく資格確認ができることが確認されております。

患者・職員の主な意見

(患者)

- ・カードを出す手間がなくなり、受付がスムーズになった
- ・カードの持ち歩きによる紛失の心配がなくなった
- ・スマホの最初の設定が難しかった
- ・スマホをかざす場所や端末の操作方法がわからなかつた
- ・機種変更時等のセキュリティ面に不安がある

(職員)

- ・来院前にマイナンバーカードのスマートフォンへの追加を終えてから受付で利用してほしい
- ・マイナンバーカードのスマートフォンへの追加に必要な署名用電子証明書のパスワードが分からず利用を断念される方がいた
- ・顔認証付きCRの操作をせずにいきなりスマホをかざす方が多い

→ **スマートフォン利用に当たっての必要な事前準備や留意点について周知を図っていく** 4

右側が患者または医療機関・薬局の職員の意見を、主なものを記載しております。

まず患者でございますが、「カードを出す手間がなくなり、受付がスムーズになった」。また、「持ち歩きによる紛失の心配がなくなった」というポジティブな評価がある、ご意見がある一方、

多かったのが、「スマホの最初の設定が難しかった」、こういう意見が多くありました。

職員のほうからも同様でございまして、来院前にマイナンバーカードのスマートフォンへの追加を終えてから来院、受け付けをしてほしい。こういう声が強かつたと思っております。

スマートフォン利用に当たっての必要な事前準備や留意点について周知を図ってまいりたいと思います。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (医療機関・薬局側での対応)

本年9月19日（予定）から、スマートフォンでのマイナ保険証の読み取りに関するオンライン資格確認システムの機能を開放。スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に向けて、医療機関・薬局と患者側双方の環境整備を推進・支援していく。

医療機関・薬局側の対応

- 顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入
→8/29よりECサイト（Amazonビジネス）の専用ページ開設。各医療機関・薬局向けに発行されたクーポンを利用し、申請手続なく1/2補助（補助上限7,000円）で割引後の価格で購入可。診療所・薬局は1台、病院は3台まで補助対象。
※接続にUSBケーブルやUSBハブが必要な場合は、CRの台数に応じた数が補助対象（CRとセットで購入）
※キヤノン製の顔認証付きカードリーダーを導入している場合は、汎用カードリーダーは設置不要
- 汎用カードリーダーと資格確認端末（PC）との接続
※医療機関・薬局でのシステム改修や、顔認証付きカードリーダーの買い替えは不要
- 窓口での受付環境の整備
→患者にとってスマホをかざす位置が分かりやすくなるよう、
・顔認証付きカードリーダーの近くに汎用カードリーダーの設置
・スマホをかざす場所を示すステッカーの活用を推奨
→スマートフォン対応施設であることを患者が確認できるステッカーの掲示



※何らかの事由でスマートフォンでのオンライン資格確認ができなかった場合、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。（要告示改正）

5

5ページ、6ページありますが、5ページは医療機関・薬局に対応をお願いしたいこと。

6ページは、患者に対応をお願いしたいことという資料をつくっておりま。

まず5ページあります。

本年9月の19日の予定ですが、準備の整った医療機関・薬局から順次、スマートフォンでのマイナ保険証が扱えるようになります。

医療機関の対応としましては四角の中の赤字の、3点ございます。

1点目はカードリーダー、汎用カードリーダーの購入であります。

8月29日よりECサイトの専用ページが開設されます。

申請するという手続きなく、補助上限 7,000 円、2 分の 1 補助で、割引後の価格で購入することができます。

2 点目は、資格確認端末と汎用カードリーダー等を接続していただくということ。

3 点目が、スマホ対応施設であることを患者が確認できるステッカーを提示いただくということあります。

このステッカーのほう、後日、支払基金のほうから配布したいと思っております。

医療機関・薬局側の対応としては 3 点。

繰り返しになりますが、

- ・汎用カードリーダーの購入
- ・資格確認端末との接続
- ・ステッカーの提示

をお願いしたいと思っております。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (患者側での対応)

スマートフォンでのマイナ保険証への対応に向けて、医療機関・薬局と患者側双方の環境整備を推進・支援していく。患者に対しては、来院前に必要な事前準備をした上でスマホを持参して受診していただくよう呼びかけを行う。

患者側の対応

- 自身のスマートフォンがスマホ用電子証明書の利用に対応しているかの確認
※対象機種はデジタル庁のiPhone/Androidの各サービスサイトに掲載
- 健康保険証利用登録
(未登録の場合：マイナポータルで後続の手続とあわせて実施可能)
- 来院前のスマートフォンへのマイナンバーカードの追加
→マイナポータルアプリからスマートフォンにマイナンバーカードを追加するには、
実物のマイナンバーカードと、署名用電子証明書のパスワードが必要。
※署名用電子証明書のパスワードが分からぬ場合には、スマートフォンの暗証番号リセットの専用アプリと
コンビニのキオスク端末の利用により、自治体窓口に行かずとも再設定可能
※電子証明書の有効期限切れの場合には、自治体窓口で再発行を行う
※スマートフォンにマイナンバーカードを追加した後でも、引き続き実物のマイナンバーカードもマイナ保険証として利用可
- スマホ対応医療機関・薬局の確認
→医療機関・薬局の受付にあるステッカーを事前に確認した上で、スマホを持参して受付。
(ステッカーの掲示がなければ、引き続きマイナンバーカードを持参)
※スマートフォン対応医療機関・薬局については、厚労省HPにも順次掲載



※電子証明書の有効期限が切れると、スマホでのオンライン資格確認は不可。

※スマートフォンへのマイナンバーカードの追加は1人1端末のみ可能だが、機種変更時にはマイナポータルアプリで古い端末から削除・再追加をするか、新しい端末で追加することで対応（この場合、古い端末での削除は不要）。また、15歳以上が利用可。

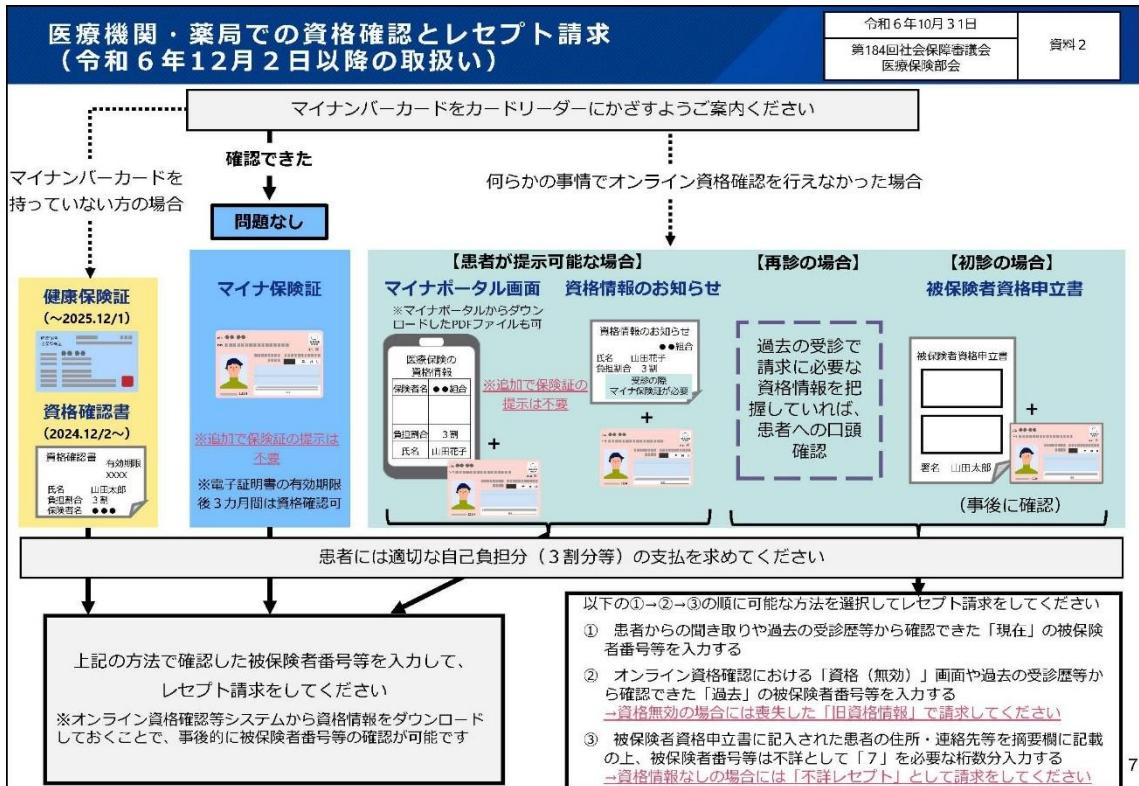
6ページは患者側での対応でございます。ご自身のスマートフォンがそもそも対応しているのか、というものもございますが、大きく2点、赤字で書かせていただいております。

来院前にスマートフォンへのマイナンバーカードを追加していただくこと。これが1点目。

2点目が、医療機関の受付にあるステッカーを事前に確認した上でスマホを持参していただきたいということあります。

9月19日からスマートフォンでのマイナ保険証、始まりますけれども、医療機関・薬局で利用できるのは順次、広がってまいりますので、確認前にスマホだけを持っていただき、持ってきて、

来院されますと、することがないよう、お願いしたいと周知していきたいというふうに思っています。



7ページですが、これは現行の取扱いです。

マイナンバーカードを持ってきていただいた、マイナ保険証を持ってきていただいた場合に、

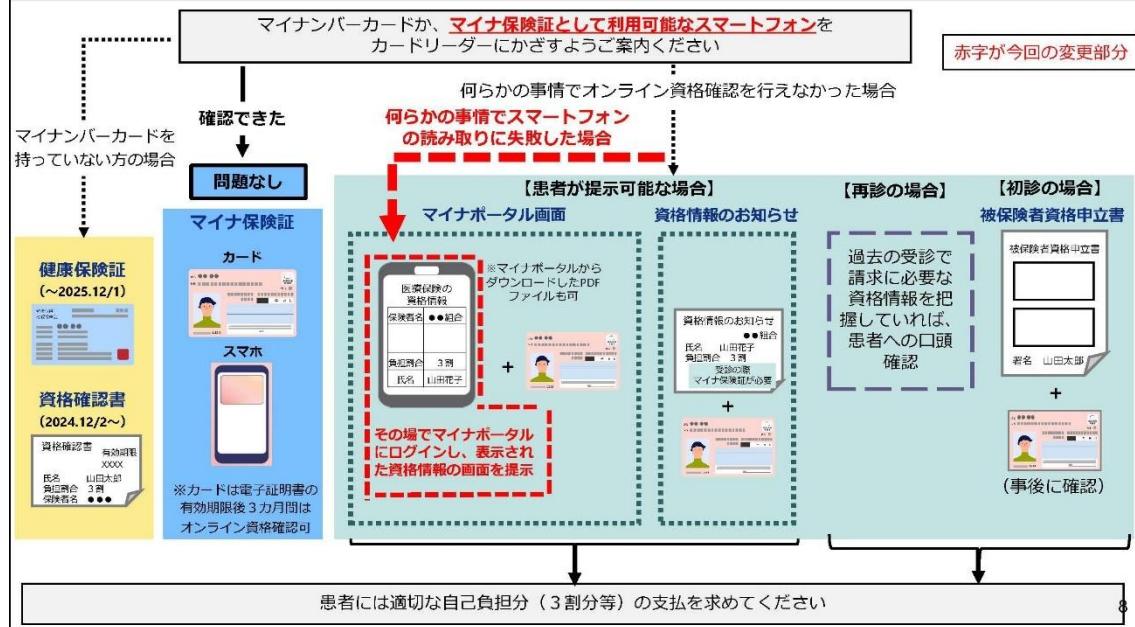
カードリーダーにかざして、何らかの事情、停電なり何らかの事情で、こう、オンライン資格確認が行えなかった場合。

例えば、マイナポータル画面を掲示したり、過去の情報で請求したり、もしくは申立書、こういったもので請求したり、

とにかくマイナ保険証を持ってきていただければ、3割などの保険診療を受けられるということの取扱いとさせていただいております。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合について、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。



8ページでございます。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用、始まるにあたりまして、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンを、マイナー、

スマートフォンでのマイナ保険証の対応ができる医療機関・薬局に持ってきていただき、それでも、何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合にどうするのかということあります。

赤字が今回の変更、提案部分でございますけれども、マイナ保険証として利用可能なスマートフォン、

これが何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合に、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示していただければ、患者には3割などの適切な自己負担で保険診療が受けられる。このような取組とできないかと考えております。



以降は参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

よろしいですか。はい。